

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 2 月 9 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 32 号 平成 28 年度 2 月補正予算概要
- 第 33 号 平成 29 年度当初予算概要
- 第 34 号 教育委員会の活動状況報告書について
- 第 35 号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 36 号 山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例
- 第 37 号 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則
- 第 38 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 39 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 40 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 41 号 山梨県指定文化財の指定について

2 報 告 事 項

- (11) 指導が不適切な教員について

3 その他報告

- (26) 「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について
- (27) 平成 28 年「やまなしスポーツ賞」について
- (28) 第 72 回国民体育大会冬季大会（ながの銀嶺国体）スケート競技会・アイスホッケー競技会の結果について

議案第 32 号

平成 28 年度 2 月 補正 予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	27年度2月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	87,697,025	Δ 2,717,341	84,979,684	100.0	84,957,213	100.0	22,471	100.03
第2款 総務費	204,131	Δ 399	203,732	0.2	158,428	0.2	45,304	128.6
第1項 総務管理費	204,131	Δ 399	203,732	0.2	158,428	0.2	45,304	128.6
第8款 土木費	524,647	0	524,647	0.6	53,936	0.1	470,711	972.7
第4項 都市計画費	524,647	0	524,647	0.6	53,936	0.1	470,711	972.7
第10款 教育費	86,968,247	Δ 2,716,942	84,251,305	99.2	84,744,849	99.7	Δ 493,544	99.4
第1項 教育総務費	14,564,543	Δ 1,111,752	13,452,791	15.8	14,033,496	16.5	Δ 580,705	95.9
第2項 小学校費	26,358,866	Δ 358,163	26,000,703	30.7	26,487,816	31.2	Δ 487,113	98.2
第3項 中学校費	16,119,158	Δ 520,583	15,598,575	18.4	15,973,611	18.8	Δ 375,036	97.7
第4項 高等学校費	18,723,677	Δ 359,286	18,364,391	21.6	17,843,378	21.0	521,013	102.9
第5項 特別支援学校費	7,596,855	Δ 90,669	7,506,186	8.8	7,117,454	8.4	388,732	105.5
第6項 社会教育費	2,200,244	Δ 215,064	1,985,180	2.3	2,068,116	2.4	Δ 82,936	96.0
第7項 保健体育費	1,404,904	Δ 61,425	1,343,479	1.6	1,220,978	1.4	122,501	110.0

【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	27年度2月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
1 消費的経費	82,907,987	Δ 2,432,884	80,475,103	94.7	82,318,770	96.9	Δ 1,843,667	97.8
人件費	74,862,370	Δ 2,278,906	72,583,464	85.4	74,635,609	87.9	Δ 2,052,145	97.3
(委員等報酬)	879,854	Δ 16,546	863,308	1.0	856,405	1.0	6,903	100.8
(職員給)	66,108,186	Δ 1,179,695	64,928,491	76.4	65,826,286	77.5	Δ 897,795	98.6
(退職金)	7,756,512	Δ 1,072,947	6,683,565	7.9	7,845,928	9.2	Δ 1,162,363	85.2
(その他)	117,818	Δ 9,718	108,100	0.1	106,990	0.1	1,110	101.0
物件費	4,700,255	Δ 48,999	4,651,256	5.5	5,023,470	5.9	Δ 372,214	92.6
維持補修費	90,756	0	90,756	0.1	91,952	0.1	Δ 1,196	98.7
扶助費	649,417	Δ 52,170	597,247	0.7	541,046	0.6	56,201	110.4
補助費等	2,605,189	Δ 52,809	2,552,380	3.0	2,026,693	2.4	525,687	125.9
2 投資的経費(普通建設)	4,773,771	Δ 284,838	4,488,933	5.3	2,621,538	3.1	1,867,395	171.2
補助事業	555,553	Δ 1,191	554,362	0.7	387,458	0.5	166,904	143.1
単独事業	4,218,218	Δ 283,647	3,934,571	4.6	2,234,080	2.6	1,700,491	176.1
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	4,200	0.0	Δ 336	92.0
4 繰出金	11,403	381	11,784	0.0	12,705	0.0	Δ 921	92.8
5 投資及び出資金	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	87,697,025	Δ 2,717,341	84,979,684	100.0	84,957,213	100.0	22,471	100.0

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 2,717,341千円減額し、歳入歳出それぞれ 84,979,684千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成29年度当初予算(案)概要

一般会計

【目的別】

(単位 千円)

区分	平成29年度 当初予算額 A	構成比 %	平成28年度 当初予算額 B	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	83,826,798	100.0	85,847,681	100.0	△ 2,020,883	97.6
2 総務費	155,345	0.2	203,759	0.2	△ 48,414	76.2
1 総務管理費	155,345	0.2	203,759	0.2	△ 48,414	76.2
8 土木費	538,499	0.6	0	0.0	538,499	#DIV/0!
4 都市計画費	538,499	0.6	0	0.0	538,499	#DIV/0!
10 教育費	83,132,954	99.2	85,643,922	99.8	△ 2,510,968	97.1
1 教育総務費	15,158,500	18.1	14,530,384	16.9	628,116	104.3
2 小学校費	25,894,498	30.9	26,058,986	30.5	△ 164,488	99.4
3 中学校費	15,504,413	18.5	15,940,962	18.6	△ 436,549	97.3
4 高等学校費	16,729,166	20.0	18,558,285	21.6	△ 1,829,119	90.1
5 特別支援学校費	6,915,120	8.2	7,502,604	8.7	△ 587,484	92.2
6 社会教育費	2,061,406	2.5	2,183,266	2.5	△ 121,860	94.4
7 保健体育費	869,851	1.0	869,435	1.0	416	100.0

【性質別】

(単位 千円)

区分	平成29年度 当初予算額 A	構成比 %	平成28年度 当初予算額 A	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
1 消費的経費	81,955,206	97.8	82,156,767	95.7	△ 201,561	99.8
人件費	73,773,157	88.1	74,119,513	86.3	△ 346,356	99.5
(委員等報酬)	925,713	1.1	879,854	1.0	45,859	105.2
(職員給)	64,607,191	77.2	65,365,329	76.2	△ 758,138	98.8
(退職金)	8,114,680	9.7	7,756,512	9.0	358,168	104.6
(その他)	125,573	0.1	117,818	0.1	7,755	106.6
物件費	4,605,834	5.5	4,692,131	5.5	△ 86,297	98.2
維持補修費	89,062	0.1	90,756	0.1	△ 1,694	98.1
扶助費	684,030	0.8	649,417	0.8	34,613	105.3
補助費等	2,803,123	3.3	2,604,950	3.0	198,173	107.6
2 投資的経費(普通建設)	1,854,925	2.2	3,675,647	4.3	△ 1,820,722	50.5
補助事業	19,562	0.0	555,553	0.6	△ 535,991	3.5
単独事業	1,835,363	2.2	3,120,094	3.7	△ 1,284,731	58.8
3 貸付金	3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	12,803	0.0	11,403	0.0	1,400	112.3
合計	83,826,798	100.0	85,847,681	100.0	△ 2,020,883	97.6

【提案理由】

平成29年度一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 83,826,798千円としたい。

これが、この案件を提出する理由である。

平成 29 年度 当初 予算 の 概要

総務課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
しなやかな心の 育成推進事業費	4,693 (国委 4,693)	自他を敬愛し、困難や挫折に直面しても諦めない「しなやかな心」を持つ児童生徒の育成に向けた取り組みを行う。 事業内容 研究指定校による実践研究 フォーラム、研修会の開催等	5,172 (国委 5,172)
教育広報費	906 (県費 906)	1 教育広報誌の電子化 2 一日教育委員会の開催 3 児童生徒と語る「一日教育委員会」の開催	906 (県費 906)
教育研修費	6,059 (県費 6,059)	教職員の研修事業 130講座	6,059 (県費 6,059)
教育相談事業費	16,740 (国補 3,149) (県費 13,591)	1 いじめ・不登校ホットライン事業 2 事例検討学習会の開催	16,716 (国補 3,175) (県費 13,541)

福利給与課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
職員福利厚生費	139,516 (県費 139,516)	労働安全衛生法及び山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく教職員の健康管理事業並びに地方公務員法に基づく教職員の福利厚生事業 ・定期健康診断及び各種検診 ・元気回復事業 ・県費負担教職員の健康管理推進事業 ・ストレスチェック推進事業 ・メンタルヘルス対策 ・教職員ライフプランセミナー	141,464 (県費 141,464)

学校施設課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
産振設備費	92,120 (県費 92,120)	産業教育振興法に基づく実験実習設備整備 ・低額設備 ・基準設備 ・特別装置 実施校 甲府城西高校、塩山高校、 都留興譲館高校	58,411 (県費 58,411)
高等学校教材設備近代化事業費	84,579 (県費 84,579)	高等学校における教材教具整備 ・一般教材整備 ・パソコンソフト整備 ・普通科高校教育用コンピュータ整備 実施校 塩山高校 ・特別活動設備、消耗品等	79,013 (県費 79,013)
専門高校情報教育機器更新事業費	31,346 (県費 31,346)	産業教育の充実を図るため、実習に必要なパソコン ルームの機器を更新する。 実施校 甲府城西高校、笛吹高校	79,079 (県費 79,079)
高校施設整備費	221,587	<p>1 都留興譲館高等学校建設事業費 83,115</p> <p>都留興譲館高校の校舎の整備等を行う。</p> <p>・校舎等整備費 37,587 構造・規模 校舎 RC4F 13,638㎡ 駐輪場等その他付属施設整備</p> <p>事業年度 25～29年度 事業費 総事業費 3,830,426 25年度 274,263 26年度 1,678,392 27年度 401,523 28年度 1,438,661 29年度 37,587</p> <p>・仮設校舎借上費等 45,528</p> <p>2 峡南地域単位制・総合制高校 建設事業費 68,925</p> <p>魅力と活力ある高校づくりを推進するため、増穂 商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し単位制の 総合制高校を設置する。 事業内容 地質調査 基本・実施設計</p>	1,614,450

学校施設課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
	(県債 99,000) (県費 122,587)	3 ③新甲府工業高等学校専攻科棟 建設事業費 35,855 本県産業の持続的な発展を支える人材を育成する ため、甲府工業高校に高度な専門教育を行う専攻科 棟を整備する。 事業内容 用地測量 地質調査 基本・実施設計	(国補 146,030) (県債 1,007,000) (県費 461,420)
		4 小規模施設整備事業費等 33,692	
甲府支援学校等 施設整備費	218,750 (県債 62,000) (県費 156,750)	1 わかば支援学校建設事業費 57,501 施設の老朽化及び児童生徒数の増加に対応し、教 育環境の充実を図るため、わかば支援学校を改築す る。 構造・規模 校舎 RC1、2F 5,753㎡ 体育館 S1F 860㎡ 寄宿舎等その他付属施設整備 事業年度 25～29年度 事業費 総事業費 2,834,958 25年度 83,956 26年度 1,555,003 27年度 372,959 28年度 765,539 29年度 57,501 2 ③新やまびこ支援学校建設事業費 67,734 教育環境の充実を図るため、やまびこ支援学校を 移転改築する。 建設場所 大月市猿橋町桂台地内 事業内容 用地測量・地質調査 基本・実施設計 3 甲府支援学校等施設維持管理費 93,515 施設の年間維持修繕に要する経費	838,730 (国補 35,874) (県債 554,000) (県費 248,856)

義務教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
いきいき教育地域人材活用推進事業費	6,264 (県費 6,264)	小中学校教育の活性化を図るため、地域や企業等の人材を特別非常勤講師として派遣する。 ・1回2時間 1,149回派遣	6,311 (県費 6,311)
郷土学習推進事業費	240 (県費 240)	児童生徒が郷土への関心を深め、誇りをもてるよう、郷土学習コンクール等を実施する。	10,334 (県費 10,334)
社会生活にいきる言語活動推進事業費	755 (県費 755)	授業において、言語活動を充実させることにより、社会生活の中で必要な思考力、判断力、表現力等を育てる。 事業内容 教材の作成等	80 (県費 80)
学力向上総合対策事業費	43,303 (国補 8,240) (県費 35,063)	<p>全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、児童生徒の学力向上を図るため、学校と市町村との連携による授業改善や家庭学習の一層の定着に向けた取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学力向上推進事業費 学力向上対策会議、学力向上フォーラム等の開催 2 学力把握調査事業費 学力把握調査の実施 3 学力向上アクティブ・ラーニング推進事業費 実践検証校によるアクティブ・ラーニングの授業研究 4 学力向上フォローアップ事業費 放課後、土曜日等を活用した補習の実施等 5 若手教員グロウアップ事業費 退職教員による若手教員の指導 6 授業力養成講座開催費 専門家の模範授業等による実践的な講座の開催 7 ミドルリーダー研修費 中堅教員を対象とした研修の実施 8 ⑨小中連携研究協議会開催費 本県の小・中学校の連携のあり方について調査研究を行う。 9 家庭学習定着促進事業費 家庭と連携した家庭学習の習慣化を図る事例を掲載した教員向け冊子等の作成等 	47,481 (国補 8,240) (県費 39,241)

義務教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
被災幼児児童生徒就園就学支援事業費補助金	2,870 (国補 2,870)	市町村が行う、東日本大震災により被災し、就園就学が困難となった幼児児童生徒の保護者への就園就学支援事業に対し助成する。 補助率 10/10	4,229 (国補 4,229)
実践的防災教育推進事業費	4,396 (国委 4,396)	東日本大震災の教訓を踏まえ、学校における実践的な防災教育の充実を図るため、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練等を実施する。	4,396 (国委 4,396)
学校運営協議会設置推進事業費	902 (国補 432) (県費 470)	次代の山梨を担う子どもたちの個性と創造性を育む学校づくりに向け、保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置を推進する。 推進校 5校	2,227 (国補 600) (県費 1,627)
英語教育強化地域拠点事業費	3,445 (国委 3,445)	英語教育の充実を図るため、強化地域を指定し、小・中・高校が連携した実践研究を行う。 事業内容 フォーラム・成果発表会の開催等	3,401 (国委 3,401)
いじめ・不登校対策事業費	201,032 (国補 54,179) (県費 146,853)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スクールカウンセラー活用事業費 ・スクールカウンセラー配置事業 配置校 145校 ・要請訪問スクールカウンセラー事業 年間317回(951時間)派遣 2 地域連携子どもと親と 教師のための教育相談事業費 山梨大学等と連携した教育相談 3 スクールソーシャルワーカー活用事業費 年間1,628回(6,510時間)派遣 4 適応指導教室運営費 適応指導教室(石和、韮崎、都留)の運営 5 保護者のための研修会開催費 6 いじめ問題対策連絡協議会開催費 	184,585 (国補 53,001) (県費 131,584)

高校教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
キャリアビジョン形成支援事業費	7,400 (使用料 7,400)	児童生徒が自ら総合的に将来を考える力を育成するため、小、中、高校が連携したキャリア教育を推進する。 事業内容 小・中・高校におけるライフプランニング指導計画の作成 高校におけるライフプランニング講座体験学習の実施等	7,400 (使用料 7,400)
教育情報ネットワーク整備事業費	74,689 (使用料 68,408) (県費 6,281)	すべての県立学校にネットワーク環境を整備し、教育の情報化の推進を図る。	91,750 (使用料 74,900) (県費 16,850)
県立学校教育情報化推進事業費	104,581 (県費 104,581)	県立学校教員に一人1台パソコンを貸与し、授業への活用など情報化を促進する。	107,962 (県費 107,962)
エネルギー教育推進事業費	10,000 (国補 10,000)	児童生徒のエネルギー問題に対する理解を深めるため、教材の整備等を行う。	10,000 (国補 10,000)
県立学校いじめ問題対策委員会開催費	380 (県費 380)	県立学校において重大事態が発生した際、事実関係を明確にするための調査を実施するため、教育委員会の附属機関を設置する。	380 (県費 380)
スーパーグローバルハイスクール事業費	9,989 (国委 9,989)	国際的に活躍できる人材を育成するため、大学、企業等と連携した実践研究を行う。 ・研究指定校 甲府第一高等学校	9,999 (国委 9,999)
大村智自然科学賞表彰事業費	408 (繰入金 63) (県費 345)	理科・数学等に係わる研究発表、コンテスト等で優秀な成績・成果を収めた県内の中学生・高校生等を表彰する。	836 (繰入金 686) (県費 150)
高校生留学促進事業費	8,800 (国補 4,000) (県費 4,800)	1 高校生留学促進事業費 国際的に活躍できる人材を育成するため、留学費用を助成する。 2 グローバル人材育成留学促進事業費 国際的に活躍できる人材を育成するため、県内高校生を対象とした留学プログラムを作成し、留学費用を助成する。 ・留学先 アイオワ州 ・対象人数 20人 ・補助額 1人 100,000円 (所得に応じて別途200,000円)	8,800 (国補 4,000) (県費 4,800)

高校教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
グローバル人材育成教育プログラム導入事業費	2,466 (県費 2,466)	国際的に活躍できる人材を育成するため、県立高校に国際的な大学入学資格が取得できる国際バカロレアを導入する。 導入校 甲府西高等学校 事業内容 国際バカロレア導入検討委員会の設置 ワークショップへの参加等 カリキュラムの検討等	2,616 (県費 2,616)
公立高等学校就学支援金	1,900,705 (国負 1,899,802) (国補 580) (県費 323)	家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し公立高校授業料相当額等を助成する。	1,896,685 (国負 1,895,743) (国補 580) (県費 362)
公立高等学校奨学給付金	198,719 (国補 66,239) (県費 132,480)	経済的に余裕のない世帯の高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書や学用品等に係る教育費負担を軽減するための給付金を支給する。	181,803 (国補 60,600) (県費 121,203)
公立高等学校等入学準備サポート事業費	31,150 (県費 31,150)	経済的に余裕のない世帯の高等学校等入学に要する費用負担の軽減を図るため、国の奨学給付金に加え県単独で給付金を支給する。 支給額 1人当たり 50,000円	
就学奨励費補助金	11,406 (県費 11,406)	1 交通被災遺児就学奨励費補助金 公益財団法人山梨みどり奨学会が行う交通被災遺児奨学金給付事業に対し助成する。 2 育英奨学金運営費補助金 高校生奨学金業務の運営経費に対し補助する。	10,903 (県費 10,903)

新しい学校づくり推進室

(単位 千円)

事業名等	予算額	事業の概要	前年度
新しい高校づくり推進事業費	1,210 (県費 1,210)	魅力ある高校づくりを推進するため、生徒や保護者等に対するアンケート調査等を実施する。	1,110 (県費 1,110)
特別支援学校児童生徒就学奨励費	132,802 (国負 49,136) (国補 17,264) (県費 66,402)	特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等を支給する。	134,795 (国負 52,232) (国補 15,164) (県費 67,399)
特別支援教育推進費	2,937 (国補 119) (国委 808) (県費 2,010)	1 教育支援委員会の開催 2 インクルーシブ教育システム推進のため、教育、医療、福祉等の連携会議を開催する。 3 特別支援教育担当教員資質向上のための各種講習会の開催等	2,339 (国補 119) (県費 2,220)

社会教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
青少年育成事業費	1,680 (県費 1,680)	1 ①子どもの貧困対策推進協議会開催費 貧困状況にある子どもの健やかな育成を図るため、全県的な対策協議会を設置する。 2 青少年健全育成功労者知事表彰等	1,352 (県費 1,352)
青少年育成山梨県民会議助成費	4,694 (県費 4,694)	1 環境浄化運動の推進 2 青少年育成活動の推進 3 市町村民会議の活動促進	4,695 (県費 4,695)
青少年問題調整費	2,271 (県費 2,271)	青少年関係行政機関との連絡調整	2,273 (県費 2,273)
青少年センター費	110,582 (使用料 33) (県費 110,549)	1 設備整備費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 530,858	158,668 (使用料 33) (県費 158,635)
社会教育振興費	11,694 (県費 11,694)	1 社会教育関係団体活性化事業費補助金 補助先：山梨県社会教育振興会 2 子どもの読書活動推進事業 子ども読書活動推進会議の開催 (年2回) 3 やまなし読書活動促進事業 県民の読書活動に対する理解を深めるため、本を贈る習慣の定着を図るイベントの開催等を行う。 4 社会教育委員会議運営費等	12,098 (県費 12,098)
地域教育推進事業費	34,104 (国補 16,717) (県費 17,387)	1 放課後子ども総合プラン推進事業費 ・推進委員会・指導員研修会の開催 ・放課後子ども教室推進事業費補助金 2 地域教育連携事業費 ・地域教育推進連絡協議会の運営・開催 ・地域教育広報誌の発行 ・講演会、研修会等の開催	32,966 (国補 16,148) (県費 16,818)
家庭教育推進事業費	14,786 (国補 537) (県費 14,249)	1 父親の子育て参加支援事業費 2 子育て支援リーダー実力アップ事業費 地域の子育て家庭を支援するため、県立大学と協働してリーダーの実力アップ講座を実施する。 3 幼児教育放送「子育て日記」放映事業費 4 子育て相談総合窓口設置事業費	14,977 (国補 540) (県費 14,437)

社会教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
青少年教育推進 事業費	4,081 (県費 4,081)	1 フロンティア・アドベンチャー 「やまなし少年海洋道中」事業費 2 やまなし若者中心市街地活性化協働事業費 ・実行委員会の設置 ・中心市街地活性化事業の実践	4,516 (県費 4,516)
山梨ことぶき勸 学院運営費	23,842 (使用料 10) (諸収入 7,664) (県費 16,168)	ことぶき勸学院の運営費 ・2拠点6教室 入学定員300人 ・修業年限2年	24,064 (使用料 10) (諸収入 8,272) (県費 15,782)
科学館運営費	343,609 (使用料 212) (県費 343,397)	1 施設設備整備・管理費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 1,650,325 3 シャトルバス運行費補助金 4 科学館協議会開催費	340,960 (使用料 212) (県費 340,748)
図書館運営費	126,805 (県費 126,805)	1 管理運営委託費 指定管理者 きらっとやまなし共同事業体 指定期間 H29.4～H33.3 (4年間) 期間限度額 323,611 2 図書館協議会開催等	131,025 (使用料 362) (県費 130,663)
図書館奉仕費	47,269 (県費 47,269)	1 資料整備購入費 2 館内奉仕費 3 館外奉仕費 4 図書館活動推進費 5 視聴覚室運営費 6 子ども読書活動支援環境整備事業費 7 交流促進・にぎわい創出事業費	47,302 (県費 47,302)
八ヶ岳少年自然 の家運営費	101,229 (県費 101,229)	1 施設整備整理・管理費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 486,010	97,388 (県費 97,388)

スポーツ健康課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
富士北麓公園陸上競技場改修事業費 (臨)	538,499 (県債 424,000) (県費 114,499)	東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿等の誘致に向け、ラグビー及び陸上の競技団体が定める施設基準に合致するよう、富士北麓公園陸上競技場を改修する。	
生涯・地域スポーツ推進事業費	5,560 (県費 5,560)	1 スポーツ推進審議会開催費 2 身近な地域スポーツ促進事業費 3 広域スポーツセンター運営事業費 4 地域スポーツ推進人材育成・派遣事業費 5 生涯スポーツ情報発信事業費 6 市町村・社会体育関係団体指導費等	6,235 (県費 6,235)
体育協会助成費	96,279 (県費 96,279)	1 運営費補助金 2 青少年スポーツ推進事業費補助金 3 境川自転車競技場運営費補助金 4 情報システムサーバー管理費	96,764 (県費 96,764)
競技力向上費 (県体育協会補助金)	75,713 (県費 75,713)	1 競技団体選手育成強化 2 成年チーム指定強化 3 ジュニアアスリートトータルサポート事業 4 冬季国体等強化	76,591 (県費 76,591)
クレール射撃競技練習場確保事業費	2,441 (県費 2,441)	県立射撃場の整備凍結に伴い、クレール射撃の競技力に極力影響が出ないよう、県内外の射撃場の利用に要する交通費等に対し助成する。	2,441 (県費 2,441)
国民体育大会選手派遣費	116,624 (県費 116,624)	1 国民体育大会 開催期間 平成29年9月30日～10月10日 開催地 愛媛県 2 国民体育大会冬季大会 開催期間 平成30年1月28日～2月1日 (スケート・アイスホッケー) 平成30年2月25日～28日 (スキー) 開催地 山梨県、神奈川県、新潟県 3 国民体育大会関東ブロック大会 開催期間 平成29年8月18日～20日 開催地 群馬県	90,516 (県費 90,516)

スポーツ健康課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
学校体育大会等 補助金	8,185 (県費 8,185)	各種体育大会等開催費及び全国大会・関東大会への選手参加費補助金 補助先 県小中学校体育連盟 県高等学校体育連盟 県特別支援学校体育連盟	8,368 (県費 8,368)
学校体育振興費	24,227 (国補 5,057) (県費 19,170)	1 学校体育実技指導者講習会等の開催事業費 2 子どもの体力向上推進事業費 3 運動部活動外部指導者派遣事業費 4 北杜高校県有馬飼育管理費 5 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費 6 ⑧運動部活動顧問任用事業費補助金	14,201 (国補 1,377) (国委 408) (県費 12,416)
学校保健推進費	135,498 (国補 6) (国委 700) (諸収入 101,558) (県費 33,234)	1 日本スポーツ振興センター災害共済関連経費 2 県学校保健会事業費補助金 3 学校保健関係者研修会の開催費等 4 健康推進校・口腔衛生優良校表彰等事業費 5 県立学校管理者賠償責任保険加入費 6 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業費 7 県立特別支援学校要保護及び 準要保護児童生徒医療費扶助費 8 学校保健課題解決支援事業費 9 ⑨第68回関東甲信越静岡学校保健大会補助金	122,007 (国補 6) (国委 811) (諸収入 88,278) (県費 32,912)
学校給食推進費	4,625 (県費 4,625)	1 学校給食関係者研修会の開催費等 2 へき地及び長距離学校給食パン配送費補助金 3 学校給食用食材点検給食従事者検便の実施費 4 学校給食等食材の放射線検査事業費	4,638 (県費 4,638)

スポーツ健康課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
県立射撃場費	14,431 (県費 14,431)	1 管理運営委託費 施設名 八代射撃場 指定管理者 公益財団法人山梨県体育協会 指定期間 H26.4~H31.3 (5年間) 期間限度額 27,959 2 韮崎射撃場跡地管理事業費 韮崎射撃場跡地について適正な管理を行う。 ・水質検査費 土壌汚染対策法に基づき、地下水及び表流水の定期的な水質検査を行う。 ・維持管理費 3 韮崎射撃場汚染土壌除去事業費 韮崎射撃場跡地の土壌汚染対策のため、汚染土壌の除去を行う。	79,202 (県費 79,202)

国体推進室

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
⑩ 第73回国民体育大会冬季大会開催費	194,232 (国補 6,283) (諸収入 28,125) (県費 159,824)	期 間 平成30年1月28日~2月1日 会 場 地 甲府市 富士吉田市 参 加 者 約1,000人 実施競技 スケート競技 (スピード ショートトラック フィギュア) 1 実施本部運営費 2 実行委員会補助金 3 会場地市運営費交付金	94,759 (諸収入 54,089) (県債 1,000) (県費 39,670)
⑩ 全国高等学校総合体育大会開催費	7,708 (国補 2,134) (県費 5,574)	期 間 平成30年1月22日~26日 会 場 地 甲府市 富士吉田市 参 加 者 約900人 実施競技 スケート競技 (スピード フィギュア)	

学術文化財課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
ミュージアム甲斐・ネットワーク事業費	1,650 (県費 1,650)	県内の美術館・博物館が連携して県民の鑑賞・学習機会の充実、県内外からのリピーター化を促進する。	1,650 (県費 1,650)
山梨近代人物館費	17,546 (県費 17,546)	山梨近代人物館の管理運営	17,484 (県費 17,484)
文化財保護調査費	269,167 (証紙収入 672) (国補 13,877) (諸収入 155,986) (県費 98,632)	1 文化財保護調査費 ・県有文化財管理委託 ・カモシカ生育調査(特別・通常調査) ・酒呑場遺跡出土品保存修理 2 文化財保存事業費 ・国指定文化財保存事業 ・県指定文化財保存事業 3 埋蔵文化財調査費 ・埋蔵文化財発掘調査	351,429 (証紙収入 661) (国補 16,155) (諸収入 232,931) (県費 101,682)
美術館事業費	70,665 (使用料 29,526) (諸収入 5,179) (県費 35,960)	1 美術館企画展 ・「バロックの巨匠たち」 平成29年4月15日～6月11日(58日間) ・「フジフィルム・コレクション「私の一枚」 日本の写真史を飾った101人」 平成29年7月1日～8月20日(51日間) ・「ウラマンク、その素顔」 平成29年9月2日～10月22日(51日間) ・「狩野芳崖と四天王展」 平成29年11月3日～12月17日(45日間) 2 教育普及事業等	81,350 (使用料 21,669) (諸収入 7,479) (県費 52,202)
芸術の森運営費	413,865 (県費 413,865)	美術館、文学館及び芸術の森公園の管理運営委託 指定管理者 S P S ・ 桔梗屋グループ 指定期間 H26.4～H31.3(5年間) 期間限度額 2,072,026	413,865 (県費 413,865)
考古博物館事業費	16,480 (使用料 1,405) (県費 15,075)	1 考古博物館企画展 ・「棺の中から読み解く古墳時代」 平成29年10月4日～11月23日(51日間) 2 教育普及事業等	19,566 (使用料 1,346) (県費 18,220)

学術文化財課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
文学館事業費	20,062 (使用料 3,887) (県費 16,175)	1 文学館企画展 ・「津島佑子展」 平成29年9月23日～11月23日(62日間) 2 教育普及事業等 3 「やまなし文学賞」事業費補助金 募集部門 小説、研究・評論	21,062 (使用料 4,090) (県費 16,972)
博物館事業費	65,904 (使用料 19,934) (諸収入 57) (県費 45,913)	1 博物館企画展 ・「ブータン ～しあわせに生きるためのヒント～」 平成29年3月18日～5月15日(59日間) ・「人類と宇宙展」 平成29年7月15日～8月28日(45日間) ・「甲府徳川家展」 平成29年10月7日～12月4日(59日間) ・「芳年～激動の時代を生きた絵師～」 平成30年3月17日～5月14日(59日間) 2 調査・研究事業 3 教育・交流活動事業等	74,454 (使用料 28,059) (諸収入 91) (県費 46,304)

議案第 34 号

教育委員会の活動状況報告書について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を議会へ提出する必要がある。

(報告書別途配付)

議案第 35 号

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。

<p>題 名</p>	<p>山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>趣 旨</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年12月、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、職員の育児休業等の対象となる子の範囲が次の者まで拡大された。 <ul style="list-style-type: none"> ①特別養子縁組の監護期間中の子 ②養子縁組里親に委託されている子 ③これらに準じる者として条例で定める者 <p>※特別養子縁組の監護期間：民法上の特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間 ※養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託</p> ○ また、同年11月、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正され、介護休暇を通算6月の範囲内で3回まで分割して取得できること等とされた。 (いずれも平成29年1月1日施行) ○ このため、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>教育委員会に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出勤務等の要件となる養育する子の範囲の拡大 早出遅出勤務等の要件となる養育する子の範囲に、①特別養子縁組の監護期間中の子 ②養子縁組里親に委託されている子 ③実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない職員に委託されている子を加える。 ・介護休暇の分割取得 介護休暇取得可能期間（6月）を3つの期間に分割して取得できることとする。 ・「介護時間」の創設 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける。 <p>※山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正 実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない職員に委託されている子についても、育児休業等の対象とする。</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成29年4月1日から施行する。</p>
<p>留意点</p>	<p>なし</p>
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>

条例の概要

総務部人事課

題名	山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
趣旨	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年12月、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、職員の育児休業等の対象となる子の範囲が次の者まで拡大された。 <ul style="list-style-type: none"> ①特別養子縁組の監護期間中の子 ②養子縁組里親に委託されている子 ③これらに準じる者として条例で定める者 <small>※特別養子縁組の監護期間：民法上の特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間</small> <small>※養子縁組里親：将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託</small> ○ また、同年11月、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正され、介護休暇を通算6月の範囲内で3回まで分割して取得できること等とされた。 (いずれも平成29年1月1日施行) ○ このため、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>(1) 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の対象となる子の範囲の拡大 実親の同意が得られずに養子縁組里親となれない職員に委託されている子についても、育児休業等の対象とする。 <p>(2) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇の分割取得 介護休暇取得可能期間（6月）を3つの期間に分割して取得できることとする。 ・「介護時間」の創設 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

第	号
山梨県職員 <small>の</small> 育児休業等 <small>に</small> 関する条例等 <small>中</small> 改正 <small>の</small> 件	
山梨県職員 <small>の</small> 育児休業等 <small>に</small> 関する条例等 <small>の</small> 一部 <small>を</small> 改正 <small>する</small> 条例 <small>を</small> 次 <small>の</small> よう <small>に</small> 定め <small>る</small> ものとする。	
山梨県職員 <small>の</small> 育児休業等 <small>に</small> 関する条例等 <small>の</small> 一部 <small>を</small> 改正 <small>する</small> 条例	
第一条・第二条 略	
(山梨県学校職員 <small>の</small> 勤務時間等 <small>に</small> 関する条例 <small>の</small> 一部改正)	
第三条 山梨県学校職員 <small>の</small> 勤務時間等 <small>に</small> 関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七	
号)の一部 <small>を</small> 次 <small>の</small> よう <small>に</small> 改正 <small>する</small> 。	
第九条 <small>の</small> 二第一項 <small>中</small> 「子 <small>を</small> 」 <small>を</small> 「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百	
十七条 <small>の</small> 二第一項 <small>の</small> 規定 <small>に</small> より学校職員 <small>が</small> 当該学校職員 <small>と</small> の間 <small>に</small> おける同項 <small>に</small> 規定す	
る特別養子縁組 <small>の</small> 成立 <small>に</small> ついて家庭裁判所 <small>に</small> 請求 <small>した</small> 者(当該請求 <small>に</small> 係る家事審判事	
件 <small>が</small> 裁判所 <small>に</small> 係属 <small>して</small> いる場合 <small>に</small> 限る。)であつて、当該学校職員 <small>が</small> 現 <small>に</small> 監護 <small>する</small> も	

の、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定に
 より同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている
 児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）
 を「に改め、同条第二項中「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」
 に、「前項」を「前項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項」に、「子」を「子
 （民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により学校職
 員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁
 判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る
 。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第
 百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する
 養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人
 事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）に、「日常生活を営むのに支障があ
 る者（以下「要介護者」という。）を「要介護者」に改める。

第九条の三第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは」第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、人事委員
 員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前
 は「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「
 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところ
 により当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で
 定めるところにより当該要介護者を介護」とあるのは「あり、第二項中「三歳に満
 たない子のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」と
 あり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、人事委員
 会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第十六条第一項に規定す
 る要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者
 を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前

五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした学校職員の業務を
 処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支
 障がある」に改める。
 第十二条第一項中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。
 第十六条第一項中「学校職員が」の下に「要介護者（」を、「もの」の下に「をい
 う。以下この項、次条第一項及び別表において同じ。）」を加え、「勤務」を「県教
 育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介
 護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、
 通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定
 期間」という。）内において勤務」に改め、同条第二項中「前項に規定する者の各々
 について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定
 期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 （介護時間）

者」という。）を「要介護者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 一略一

3 第三条の規定による改正前の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十八条の

規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であつて、施行日において当該介護休暇

の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該

介護休暇に係る第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条

例第十六条第一項に規定する指定期間については、県教育委員会は、人事委員会規則

の定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日

から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得方法等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新

旧

（育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務）

（育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務）

第九条の二 県教育委員会は、次に掲げる学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により学校職員が当該

第九条の二 県教育委員会は、次に掲げる学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を

学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下（同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

一・二 略

一・二 略

2 前項の規定は、第十六条第一項に規定する要介護者を

2 前項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに

介護する学校職員について準用する。この場合に

支障がある者を介護する学校職員について準用する。この場合に

において、前項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項中「次に掲げる学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「第十六条第一項に規定する要介護者

のある学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第九条の三 略

2・3 略

4 前三項 の規定は、第十六条第一項に規定する要介護者を
介護する学校職員について準用する。

この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの

中「次に掲げる学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子

を養育」とあるのは「第

十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第九条の三 略

2・3 略

4 第一項及び前項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する学校職員について準用する。

この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの

子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のあ

る学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ

る学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第十六条第一項に規定する要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第十二条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。

2 略

子のある学校職員（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

（休暇の種類）

第十二条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇及び無給休暇とする。

2 略

(介護休暇)

第十六条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項に
おいて同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則
で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により
人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障が
あるものをいう。以下この項、次条第一項及び別表において同じ
。）の介護をするため、県教育委員会が、人事委員会規則の定め
るところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当
該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、か
つ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次
条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しない
ことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間

内におい

て必要と認められる期間とする。

3 略

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため
、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと
に、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複す
る期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務し

(介護休暇)

第十六条 介護休暇は、学校職員が 配偶者（届出をしな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項に
おいて同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則
で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により
人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障が
あるもの
の介護をするため、勤務

ことが相当であると認められる場合における休暇とする。

しない

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々について介護を必
要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内におい
て必要と認められる期間とする。

て必要と認められる期間とする。

3 略

ないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2| 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3| 介護時間については、山梨県職員給与条例第四条又は山梨県学校職員給与条例第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員給与条例第三十条又は山梨県学校職員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇の承認)

第十八条 傷病休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く)、介護休暇、介護時間及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならぬ。

別表(第十五条関係) 特別休暇の基準

特別休暇の種類	期間
15 10 略	
11 職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分以内の期間
12 5 14 略	
15 短期の介護休暇	要介護者

(傷病休暇、特別休暇、介護休暇 及び無給休暇の承認)

第十八条 傷病休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く)、介護休暇 及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならぬ。

別表(第十五条関係) 特別休暇の基準

特別休暇の種類	期間
15 10 略	
11 職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分
12 5 14 略	
15 短期の介護休暇	第十六条第一項に規定する日常生活を営

16
5
20
略

の介護その他
人事委員会規則で定める世話を行う場合
五日（要介護者が二人以上の場合にあつ
ては、十日）以内

16
5
20
略

むのに支障がある者（以下この項におい
て「要介護者」という。）の介護その他
人事委員会規則で定める世話を行う場合
五日（要介護者が二人以上の場合にあつ
ては、十日）以内

議案第 36 号

山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例

提案理由

指定管理者の指定を取り消した場合等の施設の適切な管理を図るため、所要の改正を行う必要がある。

条例の概要

社会教育課
スポーツ健康課
学術文化財課

題名	山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例
趣旨	指定管理者の指定を取り消した場合等の施設の適切な管理を図るため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 条例制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では、山梨県立青少年センターほか49の施設について、36条例によって指定管理者制度を採用している（うち教育委員会関係では、11施設、10条例）（平成29年1月1日現在）。 ○ 地方自治法では、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとされているが、条例には、指定を取り消した場合等において教育委員会が直接管理する場合に対応する条項がない。 ○ このため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例の内容</p> <p>関係条例について、次のように改正する。</p> <p>(1) 教育委員会は、次の場合には、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者の指定を受けるものがないとき。 イ 指定管理者を指定することができないとき。 ウ 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。 <p>(2) 教育委員会が施設の管理の業務を行う場合における施設の利用の承認及び使用料の徴収に関する規定を設ける。</p> <p>教育委員会の関係条例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県立少年自然の家設置及び管理条例 ・山梨県立美術館設置及び管理条例 ・山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例 ・山梨県立射撃場設置及び管理条例 ・山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例 ・山梨県立文学館設置及び管理条例 ・山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例 ・山梨県立科学館設置及び管理条例 ・山梨県立飯田球場設置及び管理条例 ・山梨県立図書館設置及び管理条例
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

議案第 37 号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則

提案理由

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

規則の概要

社会教育課 学術文化財課

題名	山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則
趣旨	山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年2月県議会において、山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部が改正されることとなった（「山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例」（公布日から施行））。 ○ このため、山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>次の規則等について、引用している条例の条ズレに伴う規定の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則 ・ 山梨県立美術館処務規程 ・ 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則 ・ 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第 号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成二十九年三月 日

山梨県教育委員会

教育長

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規

則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第十四条ただし書」を「第十三条ただし書」に改める。

第五条第一項中「第十五条」を「第十四条」に改める。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第三条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則新旧対照表（第一条関係）

新

旧

昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号

（観覧料等の還付）

第四条 条例第十三条ただし書の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 観覧、特別観覧又は使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧、特別観覧又は使用することができなくなつたとき。 全額
- 二 特別観覧又は使用をしようとする日の三日前までに特別観覧又は使用の取消しを届け出たとき。 二分の一に相当する額
- 2 条例第十三条ただし書の規定による観覧料、特別観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第四号様式）を館長に提出しなければならない。

（観覧料等の免除）

第五条 条例第十四条の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。

条例別表第一に定める額の全額

（観覧料等の還付）

第四条 条例第十四条ただし書の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条ただし書の規定により還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 観覧、特別観覧又は使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由により観覧、特別観覧又は使用することができなくなつたとき。 全額
- 二 特別観覧又は使用をしようとする日の三日前までに特別観覧又は使用の取消しを届け出たとき。 二分の一に相当する額
- 2 条例第十四条ただし書の規定による観覧料、特別観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第四号様式）を館長に提出しなければならない。

（観覧料等の免除）

第五条 条例第十五条の特別の理由は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、同条の規定により免除する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。

条例別表第一に定める額の全額

二 六十五歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき。 条例別表第一に定める額の全額

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 同一の日において、美術館及び山梨県立文学館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、美術館・文学館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常

二 六十五歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき。 条例別表第一に定める額の全額

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 同一の日において、美術館及び山梨県立文学館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、美術館・文学館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常

設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。
条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との
差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定め
る個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧
する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日
に観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料
と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展
示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料
の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間
の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観
覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団
体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ご
とに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認め
るとき。 観覧料、特別観覧料又は使用料のうち館長が相当と
認める額

2
4 略

設展・特別展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。
条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との
差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定め
る個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧
する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日
に観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料
と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展
示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料
の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間
の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観
覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団
体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ご
とに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認め
るとき。 観覧料、特別観覧料又は使用料のうち館長が相当と
認める額

2
4 略

山梨県立美術館処務規程新旧対照表（第二一条関係）

新

旧

昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号

（副館長の専決）

第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 八 略

九 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例

第五号。以下「美術館条例」という。）の規定による次の事項

イ 美術館条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認
に關すること。

ロ 美術館条例第九条第二項の規定による開館時間の変更の承認
に關すること。

ハ 美術館条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に
關すること。

ニ 美術館条例第十三条の規定による観覧料、特別観覧料又は
使用料の還付に關すること。

ホ 美術館条例第十四条の規定による観覧料、特別観覧料又は
使用料の免除に關すること。

十 十二 略

（副館長の専決）

第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 八 略

九 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例

第五号。以下「美術館条例」という。）の規定による次の事項

イ 美術館条例第八条第二項の規定による休館日の変更の承認
に關すること。

ロ 美術館条例第九条第二項の規定による開館時間の変更の承認
に關すること。

ハ 美術館条例第十一条第一項の規定による特別観覧の承認に
關すること。

ニ 美術館条例第十四条の規定による観覧料、特別観覧料又は
使用料の還付に關すること。

ホ 美術館条例第十五条の規定による観覧料、特別観覧料又は
使用料の免除に關すること。

十 十二 略

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則新旧対照表（第二条関係）

新

旧

平成元年山梨県教育委員会規則第十五号

（観覧料等の還付）

第五条 条例第十三条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき。全額
- 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき。二分の一に相当する額

2 略

（観覧料等の免除）

第六条 条例第十四条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。条例別表第一に定める額の全額
- 二 六十五歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき。条例別表第一に定める額の全額

（観覧料等の還付）

第五条 条例第十四条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき。全額
- 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき。二分の一に相当する額

2 略

（観覧料等の免除）

第六条 条例第十五条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。条例別表第一に定める額の全額
- 二 六十五歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）するとき。条例別表第一に定める額の全額

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定め

三 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第一に定める額の全額

四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定め

る個人の観覧料と団体の観覧料との差額

- 八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 十 その他館長が特別の理由があると認めるとき。 観覧料等のうち館長が相当と認める額

2
4
略

る個人の観覧料と団体の観覧料との差額

- 八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき。 条例別表第一第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 十 その他館長が特別の理由があると認めるとき。 観覧料等のうち館長が相当と認める額

2
4
略

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p>	<p>平成十年山梨県教育委員会規則第十一号</p> <p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第三条 条例第十三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p>

議案第 38 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「木造刀八毘沙門天及び勝軍地藏坐像 二軀」

山梨県指定有形文化財（彫刻）の指定について（1）

- | | |
|------------------|---|
| 1 種 別 | 有形文化財 彫刻 |
| 2 名 称 | もくぞうとうはちびしゃもんでんおよびしょうぐんじぞうざぞう <small>に く</small>
木造刀八毘沙門天及び勝軍地蔵坐像 二軀 |
| 3 所 在 地 | 山梨県甲府市岩窪町500 |
| 4 所 有 者 | 山梨県甲府市岩窪町500 宗教法人 <small>ずいがんさんえんこういん</small>
瑞巖山円光院 |
| 5 品 質 形 状 | 本体 木造、 <small>きりがね</small> 切金
台座 木造、彩色 <small>ぎよくがんにゅう</small> 玉眼嵌入 |
| 6 法 量
(像 高) | 刀八毘沙門天像 12.2cm、勝軍地蔵坐像 11.2cm |
| 7 作 者 | <small>こうせい</small> 康清 |
| 8 時 代 | 室町時代 |
| 9 概 要 | |

刀八毘沙門天、勝軍地蔵は、それぞれ毘沙門天、地蔵菩薩をもとに、我が国で成立した軍神であり、中世以降その信仰が広まったとされる。本二像は、この刀八毘沙門天、甲冑姿の勝軍地蔵の彫刻作例としては、全国的にも早い時期の作例である。一方、刀八毘沙門天と勝軍地蔵を一具として祀る形は、京都東山の清水寺で鎌倉時代に造立された勝敵毘沙門と勝軍地蔵の一具に由来するとみられる。清水寺の一具像は、現在は室町時代末期制作とされる像と変わっており、本二像は、この清水寺像とともにこの一具形式の早い時期の作例である。ただし、本二像では、清水寺の一具のうちの勝敵毘沙門を刀八毘沙門天とし、さらには刀八毘沙門天の図像を腕を十本として、その全ての持物を刀剣とするなど、軍神として強化された姿に改変しており、他に類例の知られない形である。

本二像は、像の高さが十一、十二センチというごく小像ながら、その表現は緻密でかつ生彩がある。特に刀八毘沙門天像は、八本の脇手を大きく広げて堂々とした趣があり、本面の引き締まった表情や顔の長さ僅か一・五センチの両脇面の精緻で迫力のある造形など非常に優れた作行きを示す。衣や甲には、両像とも全面に切金で文様を表し、獅子冠の獅子、台座の獅子、馬にも玉眼を嵌入し、金銅製の垂飾を多用するなど、細部まで入念で荘厳も華やかである。

このように、本二像は、制作に優れ、全国的にも類例稀な一具像であり、また、信玄が本拠である躰躰が崎館に祀った重要な尊像として歴史的な意義も高い。

議案第 39 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「木造勝軍地蔵騎馬像 一軀 附 宮殿組物二組、狛犬 二軀」

山梨県指定有形文化財（彫刻）の指定について（2）

1 種 別	有形文化財 彫刻
2 名 称	木造勝軍地蔵騎馬像 一軀 附 宮殿組物二組、 <small>くでんくみものにくみ</small> 狛犬二軀 <small>こまいぬにく</small>
3 所 在 地	山梨県山梨市市川573
4 所 有 者	山梨県山梨市市川573 宗教法人 <small>がんせんざんせいすいじ</small> 岩泉山清水寺
5 品 質 形 状	本体 木造、彩色 玉眼嵌入 <small>ぎよくがんかんにゅう</small> 附 宮殿組物二組 木造、彩色 <small>きゅうでんくみものにくみ</small> 狛犬二軀 木造、漆箔 <small>こまいぬにく</small>
6 法 量 (像 高)	本体 58.5 cm、附 宮殿組物二組 4.3 cm 4.4 cm 狛犬二軀 22.8 cm、22.0 cm
7 作 者	<small>こうせい</small> 康清
8 時 代	室町時代
9 概 要	

本像は、円光院勝軍地蔵像と同じく甲冑姿の勝軍地蔵像の初期作例であるが、円光院像とは異なり、独尊の彩色像であり、騎馬形とするのも異なる。本像は、左手を高く振り上げ、右肘を強く張って白馬に跨がる颯爽とした姿に表され、鼻筋通り、切れ長の目尻を吊り上げた相貌は、若武者のようでもあり、かつ神像のような厳しさをも合わせみせる。円光院像が、勝軍地蔵の本来の姿である地蔵菩薩を思わせる菩薩形の相貌であるのとは、かなり異なるこの相貌の表現は、やはり本像が神社に祀られたためと考えられる。当初、本像が安置されていた宮殿は、現在伝えられる組物からも華麗な姿であったことが窺われ、正面に置かれた狛犬も優れた出来ばえで、往時の華やかな安置の様を伝える。

本像はこのように、作行き優れ、恵林寺像、円光院像とともに武田信玄に関わる造像として重要であり、また、近世に入り、愛宕信仰と習合して作例が増える騎馬形の勝軍地蔵像の最初期作例として、勝軍地蔵信仰を考える上でも重要な作例である。

議案第 40 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で県の文化史上貴重なものであり、また、題材、品質、形状又は技法、用途等が特異で意義のあるものであって、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件
「一宮神社信仰資料 一括」

山梨県指定有形文化財（工芸品）の指定について（3）

1	種別	有形文化財 工芸品
2	名称	一宮神社信仰資料 一括
3	所在地	山梨県上野原市西原5461
4	所有者	山梨県上野原市西原5461 一宮神社
5	品質形状	①銅製十一面観音立像御正体 一面 ②銅製十一面観音坐像御正体 一面 ③銅製十一面観音坐像御正体 一面 ④銅製十一面観音坐像御正体（鏡板欠） 一面 ⑤銅製御正体類 三十五面 ⑥銅製鏡 四面 ⑦銅造十一面観音立像 一軀 ⑧木造天部形立像 一軀 ⑨木造男神立像 一軀 ⑩銅製華瓶 一口 ⑪銅製金物類（残欠） 四種 ⑫木製日供椀（残欠） 三口 ⑬木製厨子（内二基に嘉永四年の墨書銘がある） 三基 ⑭木製箱（明和六年の墨書銘がある） 一合
6	作者	作者不明
8	時代	鎌倉時代後期から江戸時代
9	概要	

一宮神社は、『甲斐国志』や『甲斐国志草稿』等によれば、その草創時の祭神を明らかにしていないものの（『甲斐国社記・寺記』では木花開耶姫命としている）、その本地仏は、当地域でも多く認められる十一面観音であり、また実際に、棟札銘や現存する尊像には十一面観音像が多く含まれており、中世以降本地域の有力な神社として十一面観音を中心とした諸人の信仰（神仏習合）を集めていたことが窺^{うかが}える。また、数多く存する鏡や、鏡に擬えた簡素な円形銅板は、無像ではあるが御正体を意図したもので、中世以降盛んとなった庶民信仰の実態を示すものとして重要である。

古代以来続いていた本地垂迹説による神仏習合の信仰は、明治政府が、神道国教化政策推進のため慶応四年（1868年）3月17日に発布された『神祇事務

局ヨリ諸社へ達』をはじめとしたいわゆる神仏分離令により、全国の寺社は神と仏との明確な分離信仰を強いられた。しかし、当地域においては、古来の信仰を捨てることなく、近代以降も、十一面観音を中心とした神仏習合の信仰形態を神社において継続してきている稀有な存在でもある。

十一面観音像以外の神・仏像の尊格や由来を必ずしも明らかにはし得ない尊像等も含まれているものの、一宮神社における中世以来継続されている神仏習合の信仰形態を示す貴重な文化遺産である。

議案第 41 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形民俗文化財は、その形様において山梨県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものであり、信仰に用いられるものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形民俗文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形民俗文化財 1件

「岩船地藏立像 一軀」

山梨県指定有形民俗文化財の指定について（4）

1	種 類	有形民俗文化財
2	名 称	上積翠寺 <small>かみせきすいじ</small> の岩船地蔵
3	所 在 地	山梨県甲府市上積翠寺町135-1、135-4
4	管理団体	上積翠寺鍛冶屋組
5	品質形状	石造（緑色を帯びた安山岩質 <small>あんざんがんしつ</small> の火山礫凝灰岩 <small>かざんれきぎょうかいがん</small> ）丸彫り
6	法 量 （ 像 高 ）	本体 62.8cm 船形台座 47.4cm 蓮台 14.0cm
7	作 者	不明
8	時 代	江戸時代 享保4年
9	概 要	

岩船地蔵の背面には「岩船地蔵菩薩」という名称と共に「享保四年七月九日」と年月日が刻されており、一七一九年（享保四）の建立であることを示している。すなわち、これが一七一九年に武蔵、相模、安房など関東地方西部から信濃、甲斐、駿河、越後など中部地方東部にかけて広く流行した岩船地蔵信仰の残した記念物であることを教えてくれる。

岩船地蔵は、享保四年に下野国岩船山高勝寺（現栃木県栃木市岩舟町）から送り出され、村から村へと村送りされた。岩船地蔵が送られてきた村では、それを迎えて、華やかな服装をし、賑やかに囃し立て、念仏をし、自村だけでなく、近隣の村々まで巡った。そしてそれを受け取った村でも同様に行い、順次村送りされて進んだ。この岩船地蔵が熱狂的に迎えられ、祀られ、村送りされた様相については、各地に文字資料として残されており、それらの記述はほぼ同じで、流行した時期は享保四年である。そして、その記念として石造の岩船地蔵像を造り、路傍の仏として祀った。したがって、岩船地蔵像は若干の例外を除いて、大多数が享保四年とそれに続く数年の間に建立されている。

山梨県内についても、「見聞芥集」（筆者不詳、1643年から1774年までの甲斐国内の出来事を記録）、「一宮浅間宮帳」（市川三郷町市川大門の一宮浅間宮の神主が記録した近世の日記）、「塩山向嶽禅庵小年代記」（甲州市塩山向嶽寺の歴代住職が1376年から1769年までの約四百年間書き継ぎ記録した年代記）などの文字資料が残されており、いずれも享保四年に岩船地蔵が村送りで行って来たこと、人々が熱狂的にそれを迎えて華やかに、また賑やかに巡ったことが記されている。そして、山梨県内には石造の岩船地蔵が多数残されている。船形台座に載せられて

いることで岩船地蔵であることを姿として示しているものが基本であるが、船形台座はないものの銘文に岩船地蔵と刻しているものもある。それら岩船地蔵の総数は県内で六五あり、岩船地蔵が分布する県の中でもっとも多く、県域の面積や居住空間の面積を考えれば、もっとも濃密な分布を示していると言える。上積翠寺の岩船地蔵像の台座はそのなかでもっとも大きく、形状の整った船形の台座である。

岩船地蔵の熱狂的な信仰は近世におこった流行神仏の一つであり、流行は過ぎ去り、記念の石造岩船地蔵を残した。そして多くの土地では、その来歴は忘れ去られ、珍しい姿の地蔵ということのみの存在となってしまった。下野の岩船地蔵との関係は伝えられず、その姿から水害、水難などとの関係での新たな意味づけが行われた。岩船地蔵をなお岩船地蔵であると認識し、それを祀る所はほとんどない。県内ではわずかに二カ所である。まして、岩船地蔵和讃などを現に伝え、唱えている所などは皆無に近い。山梨県内では上積翠寺のみである。

指導が不適切な教員について [別途資料配付]

(平成29年2月9日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名	「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について																																																	
経緯	<p>○ 国の第2期教育振興基本計画の策定（H25.6.14閣議決定）等を受け、本県教育振興の基本計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「新やまなしの教育振興プラン」（以下「プラン」という。）を、平成26年2月に策定した。</p> <p>○ プランにおいては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、毎年結果を公表することとしている。</p>																																																	
内容	<p>プランに掲げた目標となる指標の項目（51項目）のH27年度実績値が確定したため、教育委員会ホームページを通じて公表する。</p> <p>【達成率の計算方法】 $\frac{(\text{H27年度の実績値}) - (\text{平成24年度の現況値})}{(\text{H30年度の目標値}) - (\text{平成24年度の現況値})} \times 100$</p> <p>【達成状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>達成率</th> <th>項目数</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%以上</td> <td>14</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>80%以上100%未満</td> <td>5</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>50%以上 80%未満</td> <td>10</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>0%以上 50%未満</td> <td>10</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>0%未満</td> <td>12</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な項目の状況】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H30 目標値</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H27 実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 達成率の高いもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「不登校児童生徒の再登校率」(小中学校)</td> <td style="text-align: center;">25.0%</td> <td style="text-align: center;">28.3%</td> </tr> <tr> <td>「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)</td> <td style="text-align: center;">80.0%</td> <td style="text-align: center;">83.5%</td> </tr> <tr> <td>「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)</td> <td style="text-align: center;">65.0%</td> <td style="text-align: center;">76.4%</td> </tr> <tr> <td>○ 達成率の低いもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)</td> <td style="text-align: center;">24,000人</td> <td style="text-align: center;">21,007人</td> </tr> <tr> <td>「教材『山梨に生きる』の活用率」(高校)</td> <td style="text-align: center;">80.0%</td> <td style="text-align: center;">58.1%</td> </tr> <tr> <td>「不登校生徒の再登校率」(高校)</td> <td style="text-align: center;">45.0%</td> <td style="text-align: center;">36.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、3項目ともH26実績値からは改善傾向にある。</p> <p>【今後の対応】 H28実績値については、まだ確定していないがH27実績及びH28の事業の取組内容を評価することにより、次年度の取組に反映させ、目標値の達成に向けて更なる施策の充実に努めていく。</p>		達成率	項目数	比率 (%)	100%以上	14	27.5	80%以上100%未満	5	9.8	50%以上 80%未満	10	19.6	0%以上 50%未満	10	19.6	0%未満	12	23.5	計	51			H30 目標値	H27 実績値	○ 達成率の高いもの			「不登校児童生徒の再登校率」(小中学校)	25.0%	28.3%	「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)	80.0%	83.5%	「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	76.4%	○ 達成率の低いもの			「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000人	21,007人	「教材『山梨に生きる』の活用率」(高校)	80.0%	58.1%	「不登校生徒の再登校率」(高校)	45.0%	36.3%
達成率	項目数	比率 (%)																																																
100%以上	14	27.5																																																
80%以上100%未満	5	9.8																																																
50%以上 80%未満	10	19.6																																																
0%以上 50%未満	10	19.6																																																
0%未満	12	23.5																																																
計	51																																																	
	H30 目標値	H27 実績値																																																
○ 達成率の高いもの																																																		
「不登校児童生徒の再登校率」(小中学校)	25.0%	28.3%																																																
「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)	80.0%	83.5%																																																
「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	76.4%																																																
○ 達成率の低いもの																																																		
「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000人	21,007人																																																
「教材『山梨に生きる』の活用率」(高校)	80.0%	58.1%																																																
「不登校生徒の再登校率」(高校)	45.0%	36.3%																																																

「新やまなしの教育振興プラン」評価指標 点検・評価表

No	担当課	指標の概要	基準値	H30年度の 目標値	H27年度の 実績値	進捗率 (%)	今後の方針	
【基本方針1】世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します								
1	義務教育課	【キャリア教育・職業教育の充実】 キャリア教育に関する年間指導計画を作成している学校の割合	(H24)	小 63 %	小 100.0 %	小 94.0 %	83.8	○職場体験の質的・量的な充実を引き続き進めていくとともに、年間計画のPDCAを確立し、見直しが行われるようにしていく。
				中 49 %	中 100.0 %	中 87.0 %	74.5	
3	高校教育課	【キャリア教育・職業教育の充実】 各体験プログラムの「生徒評価シート」において「有意義であった」と回答した生徒の割合	(H24)	—	高 90.0 %	高 96.5 %	107.2	○引き続きライフプラン小中高推進事業、ライフプランニング力育成事業、高校生体験型学習推進事業を実施していく。
4	高校教育課	【キャリア教育・職業教育の充実】 工業系高校2・3年生の技能検定等の資格取得者延べ人数の割合	(H24)	高 53.9 %	高 65.0 %	高 76.4 %	202.7	○「工業系高校生実践的技術力向上事業」を通じ、技能検定2級受検者・取得者数の増加を目標に取り組んでいく。
5	義務教育課	【伝統・文化に関する教育の推進】 郷土学習実施状況調査における郷土学習教材を活用して郷土学習を実施している学校の割合	(H24)	小 96 %	小 100.0 %	小 100.0 %	100.0	○新たな郷土学習教材を全ての児童生徒が読むようにしていくとともに、郷土学習コンクール・実践研究発表大会の内容をより充実させていく。
				中 87 %	中 100.0 %	中 100.0 %	100.0	
7	高校教育課	【伝統・文化に関する教育の推進】 「山梨に生きる」活用状況アンケートにおける教材「山梨に生きる」を活用している高校の割合	(H24)	高 72.2 %	高 80.0 %	高 58.1 %	-180.8	○郷土資料「山梨に生きる」の好事例を紹介するなど、活用を指導していくとともに、地域教育の充実を図る。
8	義務教育課	【情報教育の充実とICT環境の整備】 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合	(H24)	小 65.0 %	小 70.0 %	小 70.5 %	110.0	○あらゆる機会を通じ、各教師のICT指導能力を高めていくとともに、ICT機器の整備についても進めていく。
				中 62.1 %	中 70.0 %	中 60.8 %	-16.5	
	10		高校教育課	(H24)	高 63.1 %	高 75.0 %	高 68.5 %	
11	義務教育課	【情報教育の充実とICT環境の整備】 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における情報モラルなどを指導する能力を持つ教員の割合	(H24)	小 76.6 %	小 80.0 %	小 83.5 %	202.9	○合同指導委員会において、学校における教育の情報化の実態について情報提供するとともに、各指導主事の学校訪問において、各学校に情報モラル教育の充実を依頼していく。
				中 72.7 %	中 80.0 %	中 78.2 %	75.3	
	13		高校教育課	(H24)	高 68.6 %	高 80.0 %	高 79.7 %	
							○学校訪問や教科訪問等で、情報モラルに関して、カリキュラムマネジメントの観点から、LHRや各科目との連携など、教科横断的な授業展開を提言して、情報モラルを指導する能力を持つ教員を増やしていく。	

「新やまなしの教育振興プラン」評価指標 点検・評価表

No	担当課	指標の概要	基準値	H30年度の 目標値	H27年度の 実績値	進捗率 (%)	今後の方針
【基本方針2】 確かな学力と自立する力を育成します							
14	義務教育課	【基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進】 【思考力・判断力・表現力等の育成】 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における「国語と算数・数学の勉強は好きだ」という質問に対して「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えている児童生徒の割合	(H25) 59.4 %	65.0 %	62.7 %	58.9	○学力向上総合対策事業の成果と課題を検証し、「授業改善、教師の資質向上、家庭・地域との連携等」に継続して取り組んでいく。
15	総合教育センター	【言語活動の充実】 言語活動の充実に関わる教員の研修会のアンケートにおける満足度（有用感）の割合	(H24) 93.9 %	96.0 %	95.0 %	52.4	○授業改善のより一層の進展につなげられるように、研修内容の改善・充実を図っていく。
16	高校教育課	【言語活動の充実】 「山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会」で毎年出している「学校図書館白書」の「図書館利用統計」のうち、図書館の授業利用時間数	(H24) 県立高校 30校の平均 100 時間	県立高校 29校の平均 120 時間	県立高校 29校の平均 118 時間	90	○引き続き、図書館研究協議会における指導助言、司書部会、司書教諭部会に対する情報提供と課題改善に対する指導・提案を推進していく。
17	高校教育課	【理数教育の充実】 参加生徒のアンケートにおいて、「科学への興味関心が高まり、今後の学習意欲が向上した」と回答した生徒の割合	(H24) 高 92.1 %	高 95.0 %	高 89.4 %	-93.1	○交流や競技種目の内容を一層充実させるとともに、参加者の交流の場を設けるなど新たな取組を検討し、生徒たちの興味関心及び科学的探究心が更に育つよう充実した大会を目指す。
【基本方針3】 豊かな心と自己実現を図る力を育成します							
18	義務教育課	【読書活動の充実】 「国語力・読解力育成の取組状況に関するアンケート調査」における児童生徒1人当たりの学校図書館からの貸出冊数（1ヶ月平均）	(H24) 小中 6.6 冊	小中 7 冊	小中 6.8 冊	50	○読書活動推進校の取組例だけでなく、全国学力学習状況調査などのデータを用いて、積極的な読書活動への取組を促していく。
19	義務教育課	【いじめ・不登校対策の充実】 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校のいじめの解消率	(H24) 小中 95.4 %	小中 97.0 %	小中 96.8 %	87.5	○いじめの「重大事態」に対応するためにも、管理職研修会、生徒指導主事研修会等の機会に、適切ないじめ対応についての周知を図っていく。 ○スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒を取り巻く教育環境の更なる改善に向けて、諸機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの活用を図っていく。
20	高校教育課		(H24) 高 92.9 %	高 95.0 %	高 96.2 %	157.1	○各種研究協議会の機会を利用し、いじめの問題に対する取組について随時協議し、未然防止に向けて校内の職員意識の醸成と相談体制の整備などに一層取り組むよう指導していく。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー研究協議会の中で事例研究等を行いながら、より効果的な相談支援に努める。
21	義務教育課	【いじめ・不登校対策の充実】 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における公立学校の不登校児童生徒の再登校率	(H24) 小中 21.9 %	小中 25.0 %	小中 28.2 %	203.2	○スクールソーシャルワーカーの活用を促進するとともに、自校の児童生徒の実態を把握する中で、個別指導やグループ別指導等により、全ての児童生徒が安心して活躍できる場面を設定していく。
22	高校教育課		(H24) 高 41.9 %	高 45.0 %	高 36.3 %	-180.6	○教職員の意識の醸成と相談体制の整備など、一層の取組を推進していくとともに、教職員の教育相談スキル向上に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの活用を更に促進していく。

「新やまなしの教育振興プラン」評価指標 点検・評価表

No	担当課	指標の概要	基準値	H30年度の 目標値	H27年度の 実績値	進捗率 (%)	今後の方針
【基本方針4】健康で豊かな生活をおくることができる「やまなしスポーツ」を創出します							
23	スポーツ健康課	【子どものスポーツ機会の充実】 「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における授業以外でほとんど毎日（週3回以上）、運動やスポーツを実施している小学生（4・5・6年生）の割合	(H24)				○健康体力づくり一校一実践運動等の取組を通じ、子どもたち運動量の増加を図り体力向上につなげていく。
24			男 59.3 %	男 65.0 %	男 57.2 %	-36.8	
25	スポーツ健康課	【ライフステージに応じたスポーツ活動の推進】 1年間に一度もスポーツをしない者の割合	(H24)				○県政モニターによる運動スポーツに関する意識調査結果や、協議会における課題を踏まえ、身近な地域スポーツ活動の充実を図っていく。
26	スポーツ健康課	【健やかな体の育成】 「山梨県新体力テスト・健康実態調査」における朝食を毎日食べる子どもの割合 小学6年 中学3年 高校3年（全日制）	(H24)				○研修会等において、朝食の重要性や家庭への伝え方の指導を行うなど、各学校の取り組みを支援していく。
27			小男 91.1 %	小男 95.0 %	小男 89.5 %	-41.0	
28			小女 91.7 %	小女 95.0 %	小女 90.9 %	-24.2	
29			中男 85.7 %	中男 90.0 %	中男 85.0 %	-16.3	
30			中女 87.5 %	中女 90.0 %	中女 85.8 %	-68.0	
31			高男 79.7 %	高男 85.0 %	高男 82.3 %	49.1	
32	スポーツ健康課	【競技力の向上】 国民体育大会における 天皇杯900点 順位20位台	(H24)				○競技団体との強化会議を開催し、具体的な選手のピックアップ、ふるさと選手を含めた選手選考、具体的な強化策の考案等、早期の情報収集からの早期強化を図っていく。
33			751 点	900 点	819 点	45.6	
			41 位	20 位台	34 位台	58.3	
【基本方針5】一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組みます							
34	新しい学校づくり推進室	【特別支援学校における支援体制の整備】 県立特別支援学校高等部の新卒生徒の就職率	(H24)				○職業教育の更なる充実を図るとともに、新たな企業開拓をさらに進め、現場実習を通して生徒の理解と雇用の啓発を図っていく。
35	新しい学校づくり推進室	【就学前・小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実】 一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じ、関係機関が連携して適切な指導を行うための「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合	(H24)				○「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合を増やすために、「個別的教育支援計画」の新様式について周知するとともに、作成の有効性を研修会等のあらゆる機会を通じて周知し、作成を徹底していく。
36			小 78 %	小 90.0 %	小 80.9 %	24.2	
37			中 78 %	中 90.0 %	中 84.1 %	50.8	
38	新しい学校づくり推進室	【教員の専門性の向上】 小・中・高等学校の全教員について、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合	(H24)				○引き続き、総合教育センターと協力しながら研修内容を周知していくとともに、校内研修会への講師を積極的に務め、通常学級の担任への周知を図っていく。
39			小 72 %	小 90.0 %	小 83.1 %	61.7	
40			中 58 %	中 90.0 %	中 60.9 %	9.1	
			高 46 %	高 90.0 %	高 60.7 %	33.4	
【基本方針6】子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりに取り組みます							
41	義務教育課	【学校運営システムの充実】 教育活動に係る自己評価に対する学校関係者評価を実施・公表している学校の割合 (高校は100%達成済み)	(H24)				○学校関係者評価の確実な実施と、その質を高めるために、指導重点説明会や管理職研修会等の機会を利用して周知していく。
42			小 88 %	小 95.0 %	小 98.9 %	155.7	
			中 86 %	中 95.0 %	中 96.5 %	116.7	

「新やまなしの教育振興プラン」評価指標 点検・評価表

No	担当課	指標の概要	基準値	H30年度の目標値	H27年度の実績値	進捗率 (%)	今後の方針
【基本方針7】すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現を目指します							
43	高校教育課	【教員の資質能力・実践的指導力の向上】 (独)教員研修センター主催の研修及び県内企業研修に参加した専門学科の教員数(延べ数)	(H24) 252 名	270 名	279 名	150.0	○地域企業との連携をより強化した新体制とし、研修派遣者数を増加させる。
44	高校教育課	【異校種間交流・連携の推進】 教員や生徒による小中学生への授業等を実施している高校の割合	(H24) 75 %	90.0 %	70.9 %	-27.3	○シラバス(授業計画)の配付は継続し、異校種間の相互授業参観交流なども求めながら、出前授業の機会の拡大につなげていく。
【基本方針8】家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組みます							
45	義務教育課	【幼児教育の充実】 保育所や幼稚園等との子ども同士の交流活動と教職員の交流を行った小学校の割合	(H24) 89.6 %	95.0 %	96.0 %	118.5	○未実施であった学校や園、地理的な条件等によって、交流が難しい学校への個別な指導や支援を行っていく。
46	社会教育課	【家庭教育支援の充実】 子育て支援リーダー・ステップアップ講座等の修了者数 ※平成28年度より「子育て支援リーダー実力アップ講座」に変更	(H24) 149 人	350 人	253 人	51.7	○引き続き、子育て支援に関する喫緊の課題を的確に把握し、その内容を生かした講座を開催するとともに、子育て支援者同士が地域の子育て支援に関する情報を共有し、相互に交流することが可能となるネットワークの拡大を図っていく。
【基本方針9】生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現に取り組みます							
47	生涯学習文化課	【多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の充実】 生涯学習推進センターの利用者数	(H24) 15,997 人	17,000 人	23,218 人	719.9	○講座等の開催方法や中身を充実させるとともに、関係団体等と連携することにより、講座受講者の更なる獲得を図っていく。
48	社会教育課	【生涯学習環境の充実】 山梨県図書館情報ネットワークデータ件数	(H24) 4,747,264 件	5,223,000 件	5,050,354 件	63.7	○県民の利便性を高め、生涯学習環境の充実を図っていく。
【基本方針10】県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興を進めます							
49	生涯学習文化課	【文化芸術活動への支援】 県民の文化芸術活動の発表及びその鑑賞の場である県民文化祭への参加者数	(H24) 241,796 人	245,000 人	298,382 人	1766.1	○これまでの取り組みに加え、文化の祭典でもある東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本文化の発信や若手育成などを図る事業を展開し、芸術文化の振興を一層図っていく。
50	高校教育課	【文化芸術に親しむ機会の充実】 文化部の活動を充実させるために行われている高校芸術文化祭への参加人数(延べ数)	(H24) 23,000 人	24,000 人	21,077 人	-192.3	○アンケート調査の結果を高等学校文化連盟事務局や各専門部、さらに各校生徒会指導担当や高校教育課で情報共有、情報分析し、今後の指針を採る。
51	学術文化財課	【文化財の保存と継承】 平成26年度以降、新たに指定となった県内の国・県指定文化財の件数	-	25 件	11 件	44.0	○引き続き、指定候補物件について、新規指定に向け、「国・県文化財指定、解除等候補一覧」に基づき、計画的に調査等を実施し、指定文化財の増加に努める

(平成29年2月9日 定例教育委員会)

課・室名

スポーツ健康課

件名	平成28年「やまなしスポーツ賞」について
概要	<p>1 「やまなしスポーツ賞」表彰制度の概要</p> <p>(1) 目的 スポーツの国際大会や全国大会において、優秀な成績を挙げた山梨県関係選手等を表彰することにより、本県の体育・スポーツの普及・振興に資する。</p> <p>(2) 表彰の対象者 山梨県内に在住している個人及び山梨県内に所在する団体とする。</p> <p>(3) 選考方法 関係団体から表彰候補者の推薦を得て、選考審査会において審査の上、知事が被表彰者を決定する。</p> <p>(注) 1 優秀な成績</p> <p>(1) オリ・パラで8位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(2) 世界選手権大会等で3位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(3) 全日本選手権大会等で優勝した個人・団体</p> <p>(4) 日本記録を樹立した個人・団体</p> <p>(5) 優秀な選手の育成・指導に功績のあった監督等</p> <p>2 選考会構成員所属</p> <p>①山梨放送 ②山梨日日新聞 ③テレビ山梨 ④NHK甲府放送局 ⑤県高等学校体育連盟 ⑥小中学校体育連盟 ⑦公益財団法人県体育協会 ⑧県教育委員会</p>
内容	<p>1 平成28年「やまなしスポーツ賞」被表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体 8団体 78人 ・個人 31人 ・指導者 4人 ・合計 109人(うち団体と個人の重複受賞者4人) ・被表彰者名 別紙1のとおり ・過去の被表彰者数 別紙2のとおり <p>2 表彰式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 平成29年2月15日(水)午後2時～ ・場所 県庁防災新館1階「オープンスクエア」 <p>3 報道解禁日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・web 平成29年2月14日(水)午後5時 ・新聞 平成29年2月15日(木)朝刊

やまなしスポーツ賞 受賞者数の経緯

別紙 2

年	回数	団体	個人	指導者	計	団体個人重複	実数	表彰日	累計	
平成8年	(第1回)	8 団体	49	24	1	74	0	74	H9.2.9	74
平成9年	(第2回)	1 団体	6	36	0	42	4	38	H10.1.23	112
平成10年	(第3回)	6 団体	20	32	8	60	6	54	H11.2.19	166
平成11年	(第4回)	7 団体	26	32	2	60	8	52	H12.1.26	218
平成12年	(第5回)	6 団体	22	31	2	55	4	51	H13.2.16	269
平成13年	(第6回)	5 団体	22	33	2	57	5	52	H14.2.12	321
平成14年	(第7回)	9 団体	43	31	1	75	4	71	H15.1.31	392
平成15年	(第8回)	2 団体	12	22	0	34	0	34	H16.2.12	426
平成16年	(第9回)	5 団体	16	34	0	50	1	49	H17.2.15	475
平成17年	(第10回)	5 団体	19	35	3	57	4	53	H18.2.16	528
平成18年	(第11回)	4 団体	36	37	3	76	4	72	H19.2.22	600
平成19年	(第12回)	7 団体	47	40	2	89	7	82	H20.2.13	682
平成20年	(第13回)	8 団体	56	50	2	108	14	94	H21.2.13	776
平成21年	(第14回)	8 団体	88	39	2	129	15	114	H22.2.16	890
平成22年	(第15回)	8 団体	41	54	2	97	12	85	H23.2.18	975
平成23年	(第16回)	13 団体	66	41	1	108	16	92	H24.2.24	1067
平成24年	(第17回)	6 団体	33	31	0	64	8	56	H25.2.22	1123
平成25年	(第18回)	3 団体	32	37	1	70	8	62	H26.2.14	1185
平成26年	(第19回)	8 団体	51	24	0	75	4	71	H27.2.10	1256
平成27年	(第20回)	8 団体	40	33	0	73	3	70	H28.2.9	1326
平成28年	(第21回)	8 団体	78	31	4	113	4	109	H29.2.15	1435

これまでの合計 135 803 727 36 1566 131 1435

(平成29年2月9日 定例教育委員会)

課・室名

スポーツ健康課

件名	第72回国民体育大会冬季大会(ながの銀嶺国体)スケート競技会・アイスホッケー競技会の結果について																																																																																						
大会概要	<p>○ 第72回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会が、次により開催された。</p> <p>1 開催期間 平成29年1月27日(金)～1月31日(火) (5日間)</p> <p>2 実施競技 スケート競技(スピード・ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技</p> <p>3 会場地(長野県)</p> <table border="1" data-bbox="351 425 1404 728"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">スケート</td> <td>スピード</td> <td>長野市</td> <td>オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)</td> </tr> <tr> <td>ショートトラック</td> <td>長野市</td> <td>若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)</td> </tr> <tr> <td>フィギュア</td> <td>長野市</td> <td>若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)</td> </tr> <tr> <td>アイスホッケー</td> <td>岡谷市 軽井沢市</td> <td colspan="2">やまびこスケートの森アイスアリーナ 軽井沢風越公園アイスアリーナ</td> </tr> </table> <p>4 本県出場競技並びに選手団総数 スケート競技(スピード・ショートトラック・フィギュア)に、48名の役員・監督・選手が参加した。</p>			スケート	スピード	長野市	オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	ショートトラック	長野市	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	フィギュア	長野市	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	アイスホッケー	岡谷市 軽井沢市	やまびこスケートの森アイスアリーナ 軽井沢風越公園アイスアリーナ																																																																							
スケート	スピード	長野市	オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)																																																																																				
	ショートトラック	長野市	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)																																																																																				
	フィギュア	長野市	若里多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)																																																																																				
アイスホッケー	岡谷市 軽井沢市	やまびこスケートの森アイスアリーナ 軽井沢風越公園アイスアリーナ																																																																																					
内容	<p>○ 第72回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の男女総合成績は、天皇杯得点106点、9位、また、女子総合成績は、皇后杯得点66点、3位の成績を収めた。この男女総合成績(天皇杯)9位と女子総合(皇后杯)3位は、前回大会と同じ成績となった。</p> <p>○ スピードの2000mリレーでは、4種別いずれも入賞を果たした。女子の成年は2位、少年は4位、男子の成年と少年は、いずれも6位に入賞し、リレー種目で18点を獲得した。</p> <p>○ ショートトラックは、入賞ラッシュとなり、43点を獲得した。成年女子の松島(山梨学院大)、同じく中野(山梨学院大)、少年女子の田中(山梨学院高)が入賞し、女子3人で26点を獲得、皇后杯3位に大きく貢献した。また、少年男子の塩川兄弟(山梨学院高)の活躍も光った。1000mでは、兄の弦太(ふさと)が1位、弟の和音(かずと)は7位に入賞した。</p> <p>○ なお、当初苦戦が予想されたが、大会前の予想を上回った要因としては、上記したスピードのリレーやショートの活躍が挙げられる。また、前回大会少年で活躍したスピードの石川将之(早稲田大1年)や飯島可奈子(高崎健康大1年)北原もえ(信州大1年)が、初の成年でいずれも入賞を果たすなど、来年の山梨国体につながる結果を残した。</p> <p>※成績結果の詳細は、別添資料参照</p> <p>○ 第72回国体冬季大会スケート・アイスホッケー競技会 総合成績</p> <table border="0" data-bbox="383 1478 1308 1881"> <tr> <td colspan="3">— 男女総合成績(天皇杯) —</td> <td colspan="3">— 女子総合成績(皇后杯) —</td> </tr> <tr> <td>1位</td><td>長野</td><td>300点</td> <td>1位</td><td>長野</td><td>124点</td> </tr> <tr> <td>2位</td><td>北海道</td><td>272点</td> <td>2位</td><td>北海道</td><td>83点</td> </tr> <tr> <td>3位</td><td>神奈川</td><td>141点</td> <td>3位</td><td>山梨</td><td>66点</td> </tr> <tr> <td>4位</td><td>大阪</td><td>133点</td> <td>4位</td><td>岩手</td><td>65点</td> </tr> <tr> <td>5位</td><td>東京</td><td>128点</td> <td>5位</td><td>兵庫</td><td>64点</td> </tr> <tr> <td>6位</td><td>青森</td><td>123点</td> <td>6位</td><td>愛知</td><td>55点</td> </tr> <tr> <td>7位</td><td>岩手</td><td>112点</td> <td>7位</td><td>大阪</td><td>55点</td> </tr> <tr> <td>7位</td><td>埼玉</td><td>112点</td> <td>8位</td><td>東京</td><td>54点</td> </tr> <tr> <td>9位</td><td>山梨</td><td>106点</td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>○ 過去3年間の本県の成績</p> <table border="0" data-bbox="383 1926 1308 2094"> <tr> <td colspan="3">— 男女総合成績(天皇杯) —</td> <td colspan="3">— 女子総合成績(皇后杯) —</td> </tr> <tr> <td>71回</td><td>9位</td><td>123点</td> <td>71回</td><td>3位</td><td>78点</td> </tr> <tr> <td>70回</td><td>4位</td><td>127点</td> <td>70回</td><td>2位</td><td>101点</td> </tr> <tr> <td>69回</td><td>8位</td><td>102点</td> <td>69回</td><td>4位</td><td>58点</td> </tr> </table>			— 男女総合成績(天皇杯) —			— 女子総合成績(皇后杯) —			1位	長野	300点	1位	長野	124点	2位	北海道	272点	2位	北海道	83点	3位	神奈川	141点	3位	山梨	66点	4位	大阪	133点	4位	岩手	65点	5位	東京	128点	5位	兵庫	64点	6位	青森	123点	6位	愛知	55点	7位	岩手	112点	7位	大阪	55点	7位	埼玉	112点	8位	東京	54点	9位	山梨	106点				— 男女総合成績(天皇杯) —			— 女子総合成績(皇后杯) —			71回	9位	123点	71回	3位	78点	70回	4位	127点	70回	2位	101点	69回	8位	102点	69回	4位	58点
— 男女総合成績(天皇杯) —			— 女子総合成績(皇后杯) —																																																																																				
1位	長野	300点	1位	長野	124点																																																																																		
2位	北海道	272点	2位	北海道	83点																																																																																		
3位	神奈川	141点	3位	山梨	66点																																																																																		
4位	大阪	133点	4位	岩手	65点																																																																																		
5位	東京	128点	5位	兵庫	64点																																																																																		
6位	青森	123点	6位	愛知	55点																																																																																		
7位	岩手	112点	7位	大阪	55点																																																																																		
7位	埼玉	112点	8位	東京	54点																																																																																		
9位	山梨	106点																																																																																					
— 男女総合成績(天皇杯) —			— 女子総合成績(皇后杯) —																																																																																				
71回	9位	123点	71回	3位	78点																																																																																		
70回	4位	127点	70回	2位	101点																																																																																		
69回	8位	102点	69回	4位	58点																																																																																		

第72回国民体育大会冬季大会《成績結果》

◆◆◆スケート競技会・アイスホッケー競技会

男女総合成績 (天皇杯得点・順位)	106.0	点	9	位	123.0	点	9	位)
女子総合成績 (皇后杯得点・順位)	66.0	点	3	位	78.0	点	3	位)

(※参考：第71回競技会終了時)

(※参考：第71回競技会終了時)

◇スケート競技会総合成績◇

男女総合成績 (天皇杯得点・順位)	96.0	点	6	位
女子総合成績 (皇后杯得点・順位)	66.0	点	3	位

◇競技得点

競技	種別	種別得点	男女総合成績		女子総合成績	
			得点	順位	得点	順位
スケート 競技会	スピード	成年男子	7			
		成年女子	21			
		少年男子	6			
		少年女子	9			
	ショート トラック	成年男子	0	96	6	3
		成年女子	17			
		少年男子	17			
		少年女子	9			
アイスホッケー 競技会	参加点	10				
	参加点	10	10	12	—	
アイスホッケー 競技会			106	9	66	3

◇入賞者一覧

競技	氏名	所属	種別	種目	順位	得点	入賞数
スピード	石川 将之	早稲田大学①	成年男子	1000m	5	4	2
	岡田・高村和・高村憲・石川	山梨選抜		2000mR	6	3	
	持田 あかり	山梨学院大学①		500m	6	3	
	原田 梨央	山梨学院大学③		1500m	6	3	
	飯島 可奈子	高崎健康福祉大学①	成年女子	3000m	4	5	5
	北原 もえ	信州大学①		3000m	6	3	
	虫狩・高山・持田・宮嶋	山梨選抜		2000mR	2	7	
	堀内・仲	吉田高校②	少年男子	500m	6	3	2
	堀内仲・古屋・宮下・坂本	山梨選抜		2000mR	6	3	
	堀内 祐実	吉田高校③		1000m	8	1	
	小林 真依子	帝京第三高校③		1500m	7	2	
	小佐野 梓	富士北稜高校①	少年女子	1500m	8	1	
	堀内・相良・小林・小佐野	山梨選抜		2000mR	4	5	
	松島ジョアンナ瑠子	山梨学院大学③		500m	4	5	
	中野 あやめ	山梨学院大学①	成年女子	500m	6	3	4
	松島ジョアンナ瑠子	山梨学院大学③		1000m	6	3	
	中野 あやめ	山梨学院大学①		1000m	3	6	
	塩川 弦太	山梨学院高校③		500m	6	3	
	塩川 和音	山梨学院高校②	少年男子	500m	5	4	
	塩川 弦太	山梨学院高校③		1000m	1	8	
塩川 和音	山梨学院高校②		1000m	7	2		
田中 冴実	山梨学院高校③	少年女子	500m	3	6	2	
田中 冴実	山梨学院高校③		1000m	6	3		
合計					86	23	

スケート競技

